



第3章 計画の基本的な考え方
案

Ⅰ 計画の目標像

本市では、障がい福祉に関する基本的施策を定める『白井市障害者計画 2016-2025』において、これからの障がい福祉における、市民・地域・市等の共通の目標像を次のとおり決めました。

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり**

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

『白井市障害者計画 2016-2025』の前身計画である『白井市障害福祉プラン』においても、「障害のある人もない人も、一人の市民としてともに参加するまちづくり」を基本理念としてきました。

また、白井市第2次地域福祉計画では、第5次総合計画の基本理念である「安心」、「健康」、「快適」を踏まえ、めざす姿を「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」と定めています。

これらのことを踏まえ、本計画においても、この目標像の実現をめざして、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくものとします。

2 計画の基本方針

前節に掲げた目標像の実現をめざし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国の基本的理念及び白井市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的考え方との整合を図ったうえで、次の7点を基本方針として設定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる人の範囲を、「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって18歳以上の人」と「障がい児」として、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者については、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることの周知を図り、サービスの利用を促します。

(3) 入所等から地域への移行、継続及び就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要があります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人(医療的ケアを必要とする障がい児等)のための包括的な支援体制の構築の推進について、白井市地域福祉計画との連携を図りながら、取り組みを進めていきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図り、職場環境の整備や ICT の活用等による事務負担の軽減、業務の効率化を支援します。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであることから、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。さらに障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

3 障がいのある人・難病患者の将来推計

本計画の将来人口の推計にあたっては、令和 4 年国勢調査人口を基準としてコーホート要因法により算出しており、市の人口は、今後減少していく見込みです。

市では、障がいのある人（手帳所持者）は増加の傾向を示しており、本計画期間中においては引き続き増加傾向が続くことが見込まれます。難病患者につきましては、特定医療費（指定難病）の受給者数は、少しずつ増加していますが、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はほぼ横ばいとなっています。このことを踏まえ、本計画期間における障がいのある人の数（3 障がいの手帳所持者数の合計）及び難病患者数を下表のとおり推計しています。

■障がいのある人（手帳所持者）の数の実績と見込み

（単位：人）

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人口 ^{☆1} （住民基本台帳）	62,745	62,693	62,512	62,130	61,714	61,256
身体障害者手帳 所持者数	1,706	1,753	1,804	1,856	1,910	1,965
療育手帳所持者数	414	450	476	503	532	563
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	499	532	583	638	698	765
難病患者数 ^{☆2}	428	461	468	475	482	489
合計	3,047	3,196	3,331	3,472	3,622	3,782
対総人口比率 （単位：％）	4.9%	5.1%	5.3%	5.6%	5.9%	6.2%

※ 令和 3 年度、令和 4 年度末実績値。（令和 4 年度難病患者数は推計値）令和 5 年度以降は推計値です。

☆1 人口は第 8 期白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と整合をとった推計値です。

☆2 難病患者数は令和 4 年度までの「難病等受給者証」所持者数の受給者数を基礎として推計しています。

4 成果目標及び活動指標

「白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」では、「白井市障害者計画」との整合性を図りながら、令和 8 年度を目標年度とする成果目標とその達成に向けた活動指標（障害福祉サービス等の見込量）を次のとおり設定します。

設定する成果目標は、以下の 7 項目です。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【成果目標】

【活動指標】

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施
- 強度行動障がい者への支援体制の充実

福祉施設から一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加
- 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び B 型事業の一般就労への移行者数の増加
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合の増加
- 就労定着支援事業の利用者数の増加
- 就労定着支援事業所ごとの就労率の増加

障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置数
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置及びコーディネーターの配置

相談支援体制の充実・強化等

- 機関相談支援センターの設置
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築

- 居宅介護の利用者数、利用時間数
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数
- 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障がい者等包括支援の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障がい者の地域移行支援の利用者数
- 精神障がい者の地域定着支援の利用者数
- 精神障がい者の共同生活援助の利用者数
- 精神障がい者の自立生活援助の利用者数
- 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数
- 地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数
- 地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- 令和8年度末における地域生活への移行者数について、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上とする。
- 令和8年度末の施設入所者を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【現状と課題】

第6期計画では、平成31年度末の福祉施設入所者は24人で、地域生活に移行する人の数値目標を2人とし、待機者数を勘案したうえで、令和5年度末の福祉施設入所者を23人にすることとし、障がいのある人の地域生活への移行に取り組んできました。施設入所者の地域生活への移行については、令和3年度から令和4年度の2年間で2人が移行しました。

国の指針では、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行することとしていますが、入所者の高齢化や障がい者本人とその家族の思いとして、慣れ親しんだ場所での生活を望む傾向があり、環境が変化することへの不安などから、地域生活への移行はなかなか進んでいないのが現状です。入所者本人や家族の意向を確認し、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を図る必要があります。また、地域生活を希望する障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型グループホームの開設など、地域での支援に係る資源の状況を総合的に勘案する必要があります。

成果目標		
項目	数値等	備考
令和4年度末の施設入所者数(A)	24人	
【目標値①】地域生活移行者の増加	2人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の数
	6%以上	
【目標値②】施設入所者の削減	2人	(A)の時点から令和8年度末時点における施設入所者の削減数
	5%以上	

【目標達成のための方策】

- 国の基本方針、施設入所支援の利用状況、入所者の地域生活へのニーズ等を踏まえるとともに、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を強化します。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

78～81 ページ:2 (1)訪問系サービス・(2)日中活動系サービス・(3)居住系サービス・(4)相談支援

85～91 ページ:4 地域生活支援事業の見込み(全体)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】

- 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
 - 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率については、84.5%以上、入院後 1 年時点の退院率については 91%以上とすることを基本とする。
- ※上記項目の具体的な成果目標については、千葉県が設定する。

【現状と課題】

精神障がいがあっても、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム（しくみ）の構築が望まれています。市では、地域自立支援協議会の一部として、令和 4 年度に協議の場を設け、しくみづくりに向けた検討を行っています。

精神病床からの退院を支援する地域移行支援と、退院後の生活を支える地域定着支援については、サービスを担う相談支援事業所の確保や制度周知が課題となっています。

また、アンケートの結果からは、精神科医療機関に受診する際の、気持ち面の抵抗の大きさ、精神科医療機関との距離など、精神科医療受診の困難さが明らかになりました。

成果目標に関連する活動指標				
項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回	2 回	2 回	
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	16 人	17 人	18 人	
参加者の内訳	保健	2 人	2 人	2 人
	医療（精神科）	6 人	6 人	6 人
	医療（精神科以外）	0 人	0 人	1 人
	福祉	7 人	7 人	7 人
	介護	1 人	1 人	1 人
	当事者	0 人	1 人	1 人
	家族等	2 人	2 人	2 人

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者(人/月)	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者(人/月)	0人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者(人/月)	30人	35人	49人
精神障がい者の自立生活援助の利用者(人/月)	2人	2人	2人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者(人/月)	2人	2人	2人

【目標達成のための方策】

- 協議の場では、市内外の精神科医療福祉関係者、家族会や精神障がい当事者の意見を聞きながら、課題を検討し、年度ごとに取り組む目標の設定と、評価を行います。
- 退院を希望する人が、地域での安心した暮らしを送れるよう、精神科医療機関や相談支援事業所と連携しながら、適切な障害福祉サービスの利用促進を図ります。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

78～81ページ::2 (1)訪問系サービス・(2)日中活動系サービス・(3)居住系サービス・(4)相談支援

85～87・89～90ページ:4 必須事業(1)理解促進研修・啓発事業・(2)自発的活動支援事業・(3)相談支援事業・(4)成年後見制度利用支援事業・(5)成年後見制度法人後見支援事業・(9)移動支援事業・(10)地域活動支援センター 任意事業(1)日中一時支援事業

(3) 地域生活支援の充実

【国の指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- 令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。(新規)

【現状と課題】

市では「親なきあと」における生活の安心を確保するとともに、入所等から地域生活への移行及び継続を目的として、地域生活支援拠点等を設置し、整備を進めており、令和5年度からは、新たに「専門的人材の確保・養成」の機能の充実のための講座を実施します。

地域生活支援拠点等は相談支援、夜間休日等の緊急対応、自立した生活へ向けた体験の機会提供などを機能としていますが、ニーズ把握や周知が十分とは言えません。

国の指針では、新たに強度行動障がい者を有する者に関しての支援ニーズの把握と、支援体制の整備を進めることとされており、障がい者の重度化、高齢化も見据えた、地域生活支援拠点等の機能強化が課題となっています。

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値①】地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回	地域自立支援協議会にて報告を行い、検証及び検討を行う
【目標値②】強度行動障がい者への支援体制の充実(新規)	年1回	強度行動障がい者支援体制のニーズ把握、検討の実施回数

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	0人	1人	1人
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

【目標達成のための方策】

- 地域生活支援拠点等の設置は1箇所を継続とし、地域自立支援協議会において、運用状況

の検証及び検討を行い、安定的・継続的な運営の確保と機能の充実に取り組めます。

○地域における効果的な支援体制構築のため、拠点コーディネーターの役割と配置場所などについて検討を行い、令和7年度からの配置を目標とします。

○地域生活支援拠点が果たすべき機能の充実に取り組んでいきます。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

78～81ページ::2 (1)訪問系サービス・(2)日中活動系サービス・(3)居住系サービス・(4)相談支援

86ページ:4 (3)相談支援事業

(4)福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

○就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

○就労移行支援事業の一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

○就労継続支援は、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の就労継続支援A型事業については、概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。(新規)

○就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

○就労定着支援事業所のうち就労定着支援利用後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

【現状と課題】

第6期計画では、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数20人を成果目標として見込んでいましたが、令和4年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は12人で、目標達成は困難な状況です。

そのうち就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数は1人、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数はいませんでした。令和4年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者12人に対し、就労定着支援事業所の利用者は5人で、利用した割合は41.7%となっています。一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標としていますが、目標達成は困難な状況です。一般就労後も長く働き続けることができるよう、就労定着支援事業について、利用者への周知に努めるとともに、関係事業者との調整・連携等を図る必要があります。

成果目標		
項目	数値等	備考
【基準値】		
福祉施設から一般就労への移行者(A)	10人	令和3年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人数
就労移行支援事業からの移行者数(B)	9人	
就労移行支援A型事業からの移行者数(C)	0人	
就労移行支援B型事業からの移行者数(D)	1人	
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数(E)	6人	
【目標値①】		
令和8年度の一般就労への移行者数	13人 (A)の1.28倍	令和8年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人数
就労移行支援事業からの移行者数	12人 (B)の1.31倍	
就労継続支援A型事業からの移行者数	1人 (C)の1.29倍	
就労継続支援B型事業からの移行者数	2人 (D)の1.28倍	
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	9人 (E)の1.41倍	
【目標値②】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所(新規)	50%	就労移行支援事業所の5割以上
【目標値③】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	就労定着支援事業所数の2割5分以上

【目標達成のための方策】

- 就労支援事業所が、利用者のニーズをよく把握し、意欲のある障がい者の就労を支援する体制が必要であると考えます。障害者就業・生活支援センター等と連携し、支援を行っていきます。
- 障がい者が一般就労後も長く働き続けることができるよう、就労定着支援事業の利用を促進していきます。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

79～81ページ:2 (2)日中活動系サービス・(4)相談支援 86ページ:4 (3)相談支援事業

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【現状と課題】

障がいのある児童やその家族に対して、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で必要な支援が提供できるよう、地域における支援体制の整備が求められています。市では地域の障害児の健全な発達において、中核的な役割を果たす機関として、令和4年4月より、白井市こども発達センターを児童発達支援センターとして位置づけました。

同時に、障がいのある児童も共に暮らす共生社会の実現に向け、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進する体制として、保育所等訪問支援を開始しました。利用人数は増加傾向にありますが、今後もサービスの充実を図るために、受け入れ体制の見直しや、児童が集団生活を営む施設、相談支援事業所との連携など、事業の再検討が課題となっています。

また、令和4年度からは、障害児通所支援給付を利用している児童を対象として、切れ目のない、連携した支援が提供できるよう、障害児通所支援事業所・相談支援事業所・市関係課・保育・教育・医療等で支援情報を共有する、情報共有システムを導入しました。

医療的ケア児への支援として、令和4年12月開催した地域自立支援協議会内において、医療的ケア児協議の場(白井市医療的ケア児支援連絡会)を設置し、令和5年4月に医療的ケア児等コーディネーターをこども発達センターに1人配置しました。医療的ケア児協議の場では、地域における課題の整理、地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを進めていくこととされており、福祉サービスとつながっていない医療的ケア児を把握するために、関係機関と連携しながら体制を整備していくことが課題となっています。

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値①】児童発達支援センター設置数	1カ所 (継続)	

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値②】障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	実施	
【目標値③】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	
【目標値④】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	
【目標値⑤】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置 (継続)	
【目標値⑥】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置 (継続)	

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	6人	6人	8人
ペアレントメンター人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

【目標達成のための方策】

- こども発達センターにおいて、児童発達支援センターとして地域の障がい児の健全な発達のための中核的な支援機能を充実させるため、専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション(支援内容等の助言・援助)、地域の障害児の発達支援の入口としての相談を実施し、インクルージョンを推進していきます。
- インクルージョンの推進の観点からも、情報共有システムの充実を図ることとし、参加する機関等を増やす働きかけを行うことともに、児童に関係する機関が連携し、適切に役割分担をしながら、より良い支援が提供できるよう、システムの活用を促進していきます。

○医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児の支援体制の充実を図るため、関係機関による協議の場において、ニーズの把握や地域の課題の整理をしていきます。また、こども発達センターと市関係課・関係機関が連携し、ペアレントプログラムを実施していきます。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

83～84ページ:3 (1)障害児通所支援・(2)障害児相談支援・(3)子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

(6)相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

○令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。(新規)

【現状と課題】

障がい児者が地域で希望する生活を送るための相談支援は、障害福祉サービスの利用児者を対象とした計画相談支援や、すべての障がい児者を対象とした相談支援があります。

計画相談支援は、地域の相談支援事業者が担っており、事業者数や相談員数は増加傾向にあります。事業者ごとの支援力に差が生じないよう、サポート体制の強化が必要です。

また、すべての障がい児者を対象とした相談支援は、市障害福祉課や、指定管理制度により障害者支援センターに相談窓口を設置していますが、障がい児者の増加により、細やかな相談支援が困難になりつつあります。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務や地域の相談支援体制の強化の取組み等を行う施設として、平成24年から障害者総合支援法に位置付けられ、令和4年の法改正で、令和6年4月から、設置が市町村の努力義務とされましたが、白井市では設置に至っていません。

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値①】令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置	設置	

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値②】令和 8 年度末までに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制確保(新規)	確保	

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30 件	75 件	75 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 回	2 回	2 回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2 回	5 回	5 回
主任相談支援専門員の配置人数(新規)	0 人	1 人	1 人

【目標達成のための方策】

- 令和 7 年度に基幹相談支援センターを設置し、障がい児者や家族等に対する、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターの設置とともに、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や、人材育成の支援、連携強化に取り組んでいきます。

▶ 第 4 章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

81 ページ:2 (4)相談支援 83~84 ページ:3 (2)障害児相談支援 85 ページ:4 (3)相談支援事業

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の指針】

- 令和 8 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

【現状と課題】

千葉県が主催する、権利擁護や障害理解に関する研修に市職員が参加しています。また、令

和 5 年度から、地域生活支援拠点において、地域の障害福祉サービス等を提供する事業者に向け、専門的人材の確保・養成を目的とした研修を実施しています。障害福祉サービスの利用状況等の分析は、令和 5 年度の時点において未実施となっています。

児童発達支援センターについては、児童福祉法の改正により、地域の障害児通所支援事業所等に対して、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う役割が明記されました。また、令和 5 年度から、地域生活支援拠点の機能のひとつとして、「専門的人材の確保・養成」のための講座を実施します。

成果目標		
項目	数値等	備考
【目標値】令和 8 年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	体制構築	

成果目標に関連する活動指標			
項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2 人	2 人	2 人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	1 回	1 回	1 回

【目標達成のための方策】

- 市の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」を行い適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。
- 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に積極的に参加します。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等の共有を図り、障害福祉サービス等の適正な給付と質の向上に努めます。
- こども発達センターは、児童発達支援センターとして、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（支援内容等の助言・援助）を行い、質の向上を支援していきます。
- 地域生活支援拠点において、市内事業所の職員向けに、「専門的人材の確保・養成」のための講座を実施し、支援スキルの向上を図ります。

▶ 第4章 計画の内容(各サービスの見込量等)のうち関連する主なサービス

78～81ページ::2 (1)訪問系サービス・(2)日中活動系サービス・(3)居住系サービス・(4)相談支援

83～84ページ:3 (1)障害児通所支援・(2)障害児相談支援